緊急事態宣言を受けた弊所の対応について

2020年4月8日 マクスウェル国際特許事務所 代表パートナー 弁理士 高村 雅晴

新型コロナウイルス対策に関して、緊急事態宣言が発令されたことを受け、弊所として の対応を以下のとおりご報告申し上げます。

1. 原則的対応

- ・所員9名中7名を原則テレワークとし、必要最小限の出勤に留めます。
- ・残りの2名(徒歩圏内在住)は通常どおり事務所に出勤します。
- ・面会は原則禁止とし、Web 会議(Microsoft Teams 等)を積極的に活用します。

2. 補足事項

- ・基本的に1~2名は所員が出勤しておりますので、通常どおりの電話応対が可能です。
- ・テレワーク中のメンバーにもメールや電話で通常どおり連絡を取ることが可能です(事務所宛の電話を携帯電話にお繋ぎいたします)。
- ・テレワークは、機密性を十分に確保可能なシステムを介して所内 PC の遠隔操作により行われるため、情報漏洩等のセキュリティ対策には十分な配慮がなされています。
- ・FAX もテレワークで確認可能ですが、弊所で気付くまでにタイムラグが生じるため、FAX の代わりに代表アドレス宛にメールして頂くことを推奨いたします。

3. 事務所閉鎖時について

- ・仮に事務所を閉鎖して全員をテレワークとした場合であっても、通常の業務 (特許庁への書類提出を含む) を継続することが可能です。
- ・なお、2名のメンバーが徒歩圏内に在住しているため、ビル封鎖されない限り、郵送物の確認や不測の事態 (PC トラブル等) にも対応可能です。

以上のとおりご報告申し上げます。

今回の事態が一刻も早く終息することを願うとともに、皆様及びご家族のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。